

新型コロナウイルス感染症に関する補償の拡大について 【新種保険】(2020年10月改定)

当社は、飲食店や旅館・ホテルなどで従業員や来場者が新型コロナウイルス感染症に罹患したことが判明した場合に事業者が被る損害を補償する保険商品として、食中毒・特定感染症利益補償特約を販売していますが、当該特約で補償の対象となる損害は喪失利益と人件費・テナント料などの固定費に限られています。しかし、新型コロナウイルス感染症の発生により事業者が負担する損害は、これらに限らず店舗のレイアウト変更等に掛かる費用など多岐に渡ります。このような各種費用をカバーできる保険のニーズが高まっていることから、既に販売している新型コロナウイルスに関する利益を補償する食中毒・特定感染症利益補償特約に加え、新型コロナウイルスに関する事故対応費用を補償する新型コロナウイルス等対応費用補償特約を発売します。

<内容>

対象業種	飲食業、宿泊業								
対象契約	2020年10月以降始期契約 ・飲食業のお客さまは、生産物賠償責任保険+食中毒・特定感染症利益補償特約とあわせてご契約いただきます。 ・宿泊業のお客さまは、旅館賠償責任保険+食中毒・特定感染症利益補償特約とあわせてご契約いただきます。								
補償内容	対象施設において新型コロナウイルス感染症やその他の指定感染症の感染が発生し都道府県知事に医師から届出のあった場合、または、対象施設が新型コロナウイルス感染症やその他の指定感染症の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合において保健所等の行政機関による消毒等の措置が講じられたときに、事業者がその事故に対応するための費用を定額で補償するものです。								
対象として想定している費用(一例)	保険金は定額払のため、保険金支払時に支出する費用の用途を確認することはありませんが、被保険者が事故対応のために負担する、次のような費用を補償することを想定しています。 <table border="1"><thead><tr><th>費用</th><th>具体例</th></tr></thead><tbody><tr><td>レイアウト変更費用</td><td>従業員の感染を受け、飛沫感染防止のためアクリル板を設置した。</td></tr><tr><td>臨時雇入費用</td><td>従業員が感染し2週間の自宅待機が必要となったため、その間、代替人員を雇用した。</td></tr><tr><td>PCR検査等感染確認検査費用</td><td>従業員が感染したため、他の従業員の感染確認のためにPCR検査を行った。</td></tr></tbody></table>	費用	具体例	レイアウト変更費用	従業員の感染を受け、飛沫感染防止のためアクリル板を設置した。	臨時雇入費用	従業員が感染し2週間の自宅待機が必要となったため、その間、代替人員を雇用した。	PCR検査等感染確認検査費用	従業員が感染したため、他の従業員の感染確認のためにPCR検査を行った。
費用	具体例								
レイアウト変更費用	従業員の感染を受け、飛沫感染防止のためアクリル板を設置した。								
臨時雇入費用	従業員が感染し2週間の自宅待機が必要となったため、その間、代替人員を雇用した。								
PCR検査等感染確認検査費用	従業員が感染したため、他の従業員の感染確認のためにPCR検査を行った。								

	社告・広告費用	施設で感染者が発生したため、公式ホームページで公表するため、ウェブ制作会社への修正依頼を行った。
	消毒・清掃費用	従業員が感染したため、施設の消毒を実施した。
保険金額	対象施設の規模に応じて定額で設定させていただきます。	

※ご契約には専用の告知書をご提出いただきます。告知内容によってはご契約いただけない場合もございます。

このご案内は概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず各商品のパンフレット等および「重要事項のご説明」をあわせてご覧ください。
 また、詳しくは「普通保険約款・特別約款・特約集」等をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。